

4		<p>新居勇子氏は、全日本空輸株式会社において上席執行役員を務められるなど、企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しております。それらをいかし、2021年からは当社社外取締役として、独立した立場から当社経営を適切に監督いただくとともに、経営方針・経営戦略などに対して有意義な助言をいただいております。また、人事諮問委員会・報酬諮問委員会の委員として、役員人事および役員報酬に関わる透明性・客観性および公平性の確保にも尽力いただいております。今後も、社外取締役としての職務を適切かつ十分に遂行いただくとともに、顧客視点に立脚した企業経営や女性社員の一層の活躍推進などの観点を含めた広範かつ高度な視野から積極的に提言いただくことで、当社の企業価値向上に貢献いただくことが期待できるものと考え、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
5		<p>ゲアハルト・コルビニアン・ヴィースホイ氏は、ドイツで300年以上の歴史をもつメッツアー銀行において代表取締役社長を務められるなど、企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しております。これらをいかして独立した立場から当社経営を適切に監督いただくとともに、経営戦略・事業ポートフォリオ戦略や資本コストを意識した経営をはじめ、資本政策に関する観点を含めた広範かつ高度な視野から積極的に提言いただくことで、当社の企業価値向上に貢献いただくことが期待できるものと考え、今回、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
6		<p>北本佳永子氏は、長年にわたる大手監査法人での多くの企業監査実績を通じて、公認会計士としての豊かな経験と高い見識を有するとともに、財務および会計に関する高い知見を有しております。それらをいかし、2023年からは当社社外監査役として、その職務を適正に果たしております。今後も当社の経営全般の監視と一層の適正な監査の実現に貢献いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
7	高槻史氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で締結していた顧問契約は2024年11月30日付で終了しており、直近事業年度における同事務所と当社との取引関係はありません。	<p>高槻史氏は、長年にわたり国内および海外の企業法務に携わるなど、弁護士としての豊かな経験と高い見識を有しております。それらをいかし、2024年からは当社社外監査役として、その職務を適正に果たしております。今後も当社の経営全般の監視と適正な監査の実現に貢献いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
8	当社は、鶴川淳氏が取締役会長を務める株式会社池田泉州銀行からの借入がありますが、直近事業年度末時点における同行からの借入額の割合は当社の連結総資産の1%未満であります。	<p>鶴川淳氏は、株式会社池田泉州ホールディングスにおいて取締役会長を務められるなど、企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有するとともに、財務および会計に関する高い知見を有しております。それらをいかし、2025年からは当社社外監査役として、その職務を適正に果たしております。今後も当社の経営全般の監視と適正な監査の実現に貢献いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏は、証券取引所の定める独立性の判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。